

## デイサービスセンター新光園利用料金表

## 1 介護保険給付サービス

利用者負担金は介護保険負担割合証に記載された負担額です。

利用者負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定に基づいた負担額となります。

## ○ 通所介護

## (1) 基本料金

(1日につき)

所要時間 要介護度	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上	8時間以上
	4時間未満	5時間未満	6時間未満	7時間未満	8時間未満	9時間未満
要介護1	3,680円	3,860円	5,670円	5,810円	6,550円	6,660円
要介護2	4,210円	4,420円	6,700円	6,860円	7,730円	7,870円
要介護3	4,770円	5,000円	7,730円	7,920円	8,960円	9,110円
要介護4	5,300円	5,570円	8,760円	8,970円	10,180円	10,360円
要介護5	5,850円	6,140円	9,790円	10,030円	11,420円	11,620円

## (2) 加算料金

(1日につき)

加算の種類	加算額
サービス提供体制強化加算	(I) 220円 (II) 180円 (III) 60円
入浴介助加算	(I) 400円 (II) 550円
中重度者ケア体制加算	450円
個別機能訓練加算	(I) イ 560円 (I) ロ 850円 (II) 200円/月
ADL維持等加算	(I) 300円/月 (II) 600円/月 (III) 30円/月
認知症加算	600円
若年性認知症利用者受入加算	600円
科学的介護推進体制加算	400円/月
生活機能向上連携加算	(I) 1,000円 (3ヶ月に1回を限度) (II) 2,000円/月
栄養アセスメント加算	500円/月
栄養改善加算	2,000円 (3ヶ月以内で2回/月を限度)
口腔・栄養スクリーニング加算	(I) 200円 (II) 50円 (6ヶ月に1回を限度)
口腔機能向上加算	(I) 1,500円 (II) 1,600円 (I、IIともに3ヶ月以内で2回/月を限度)
介護職員処遇改善加算 (I)	(基本料金+加算料金) × 5.9%
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(基本料金+加算料金) × 1.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算	(基本料金+加算料金) × 1.1%

- ・ ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。
- ・ また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・ 介護保険からの給付金額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の自己負担額も変更致します。

○ 介護予防・日常生活総合事業（従前相当のサービス）

（１）基本料金

要支援度	1月あたりの料金
要支援1	16,720円
要支援2	34,280円

（２）加算料金

加算の種類	加算額
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1：880円 要支援2：1,760円
運動器機能向上加算	2,250円
口腔・栄養スクリーニング加算	（Ⅰ）200円（Ⅱ）50円（Ⅰ、Ⅱともに6ヶ月に1回を限度）
科学的介護推進体制加算	400円
生活機能向上グループ活動加算	1,000円
栄養改善加算	2,000円
口腔機能向上加算	1,500円
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ）4,800円（Ⅱ）7,000円
事業所評価加算	1,200円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（基本料金＋加算料金）×5.9%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（基本料金＋加算料金）×1.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算	（基本料金＋加算料金）×1.1%

○介護予防・日常生活総合事業（緩和した基準によるサービス）

（１）基本料金

要支援度	1月あたりの料金
要支援1	13,380円
要支援2	27,420円

（２）加算料金

上記同様

2 介護保険の給付対象とならないサービスの概要と利用料金

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

（１）食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事の材料及びおやつにかかる費用です。

利用料金：1回 750円

（２）レクリエーション（教養娯楽費）

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただけます。その際、内容によって材料費等の実費をいただきます。

利用料金：材料費等の実費